

(別表 1) 飲食店営業及び喫茶店営業の営業者等の利用できる施設設備

貸付対象者	施設又は設備
営業者	
衛生設備〔特利③〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蒸気噴霧掃除機
省エネルギー設備〔特利③〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽熱利用冷温熱装置 ・ 太陽光発電設備 ・ 風力発電設備
省エネルギー設備〔特利②〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の省エネルギー性能向上に資する設備、機器及び建築材料 ・ クリーンエネルギー自動車
振興設備 〔特利③又は特利③-0.15%〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗等（建築基準法でいう増・改築等及び建物の賃借に要する敷金、権利金、保証金等とする。） ・ 厨房設備（ディスポーザーを除く） ・ 空気調和設備 ・ 価格表示設備（ショーウィンドー（サンプルケース及びサンプルを含む）及び価格表示板をいう。） ・ 仕入・配送用車両 ・ 音響設備 ・ 業務用家具（テーブル・イス） ・ 駐車場設備 ・ 情報近代化設備（コンピューター、コンピューターに接続する周辺機器、ソフトウェア及び電子商取引関連設備等をいう。） ・ 全自動手指洗浄消毒器 ・ 防犯設備 ・ 送迎用車両（乗車定員6名以上の車両に限る） ※喫茶店営業は除く ・ A E D（自動体外式除細動器） ・ 発電設備
組 合	
振興設備〔特利③〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修施設（土地及び附帯設備を含む。） ・ 共同冷凍庫（土地及び附帯設備を含む。） ・ 共同配送用保冷車両 ・ 共同送迎用車両 ・ 共同情報近代化設備（共同デビットカード関連機器を含む。）

※ 特利②＝基準金利－0.65% 特利③＝基準金利－0.9%
金利については、財投金利を元に毎月改定されます。

※ 基準金利2.15%（平成24年1月20日現在）